

14 刺し網（流し網）漁業のうちかじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針

（趣 旨）

第1 刺し網（流し網）漁業のうち、かじき、かつお、まぐろ、さめの採捕を目的とする流し網漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）及び福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（制限措置）

第2 規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類
刺し網漁業（かじき等流し網漁業）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数
総トン数 10 トン以上で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域
東経 141 度 59 分 47 秒の線以西の福島県海面
- (5) 漁業時期
毎年 12 月 16 日から翌年 8 月 31 日まで
- (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有し、農林水産大臣から漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 2 条第 10 号に掲げる漁業の許可又は起業の認可を受けている者

（許可等の条件）

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第 13 条により次の条件を付する。

- (1) 船舶に無線電信又は無線電話の設備を有しなければならない。
- (2) 底びき網漁業、大中型まき網漁業又はかつお、まぐろ曳釣漁業の操業を妨害してはならない。
- (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可の有効期間)

第4 当該漁業の許可の有効期間は、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて、3年以内の期間とする。

(許可等をしない場合)

第5 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

(1) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。

(2) 代船で許可又は起業の認可の申請があった場合、当該代船が従前の許可受有船の総トン数より大きいとき。

ただし、実質的に漁獲能力の増大を生じないと判断される労働居住環境の改善等のための大型化と認められる場合は、この限りでない。

(3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。

ただし、当該許可等の取消しを受けた者がその取消しのあった日から1か年を経過した後において、漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りではない。

(他県からの入会)

第6 福島県に住所を有せず、かつ、その住所の所在する都道府県の知事から当該漁業の許可を受けた者が申請したときは、相互入会・その他漁業調整上支障がない場合に限り、第5の(1)の規定にかかわらず、許可をする。

(千葉からの入会の場合)

1 制限措置

(1) 漁業種類

刺し網漁業（かじき等流し網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数10トン以上で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

東経141度59分47秒の線以西の福島県海面

(5) 漁業時期

毎年12月16日から翌年8月31日まで

(6) 漁業を営む者の資格

千葉県に住所を有し、農林水産大臣から漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第10号に掲げる漁業の許可又は起業の認可を受けている者

2 許可等の条件

- (1) 船舶に無線電信又は無線電話の設備を有しなければならない。
- (2) 底びき網漁業、大中型まき網漁業又はかつお、まぐろ曳釣漁業の操業を妨害してはならない。
- (3) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。
- 2 さし網（流し網）漁業のうちかじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針（昭和51年7月1日）は廃止する。

附 則

この方針は令和3年10月12日から施行する。